

## 市民事業等支援制度に係る選考基準について(たたき台)

市民事業等支援制度においては、水源環境保全・再生に係る幅広い事業を補助対象としていることから、複数の視点から事業を審査する必要がある。そこで、共通の選考基準と各区分における選考基準を組み合わせ、各項目で点数化(5項目25点満点)し、対象事業の選考を行うこととする。

## 1 共通の選考基準(3項目各5点)

事業の必要性や計画の実現可能性等の視点から採点する。

項目	視点	考え方(例)
事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。	・水源環境の保全・再生に資する事業か。 ・行政による実施よりもNPO等による実施の方が効果を見込めるか。(行政の取組等も勘案する。)
事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。	・申請団体の活動実績から計画は実施可能と考えられるか。 ・予算執行や人員から適切に計画は実施可能と考えられるか。
事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。	・異なる地域への事業着手や範囲の拡大など、今後さらに発展していく事業か。 ・異なる分野の活動や他地域に波及し、社会に影響を与えていく可能性を見込めるか。

普及啓発・教育活動区分では、「現場における活動ないしそれに基づくプログラムが盛り込まれていること。」としているため、申請事業に盛り込まれているプログラムが、事業実施に当たり必要なものかどうかも「事業の必要性」の項目で評価する。

## 2 各区分における選考基準(各2項目5点)

区分ごとの特徴を勘案し、事業効果の視点を中心に採点する。

## (1) 特別対策事業の市民版活動(資機材の購入も併せてこの視点から判断する。)

項目	視点	考え方(例)
水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。	水源環境保全・再生の有効な対策と考えられるものか。
事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。	過去及び将来にわたり継続的に実施されている(見込みがある)か。

## (2) 普及啓発・教育活動

項目	視点	考え方(例)
参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。	参加者が当該事業により水源環境の保全・再生に関わりたいと思うようなプログラムか。
目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。	普及啓発・教育活動の目的、対象、手法等が明確化されている事業か。

## (3) 調査研究活動

項目	視点	考え方(例)
有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。	調査・研究結果は、問題や課題解決に向けた具体的かつ有効な対策を導きだせる事業か。
プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。	現状の問題・課題が明確化されており、この解決のために必要な調査・研究であり、調査・研究のステップが明確化されているか。